

地域における女性の活躍推進について

平成26年10月9日
内閣府男女共同参画局

「地域経済の活性化に向けた女性の活躍促進について～多様な主体による女性活躍のための支援ネットワークの構築を～」

背景

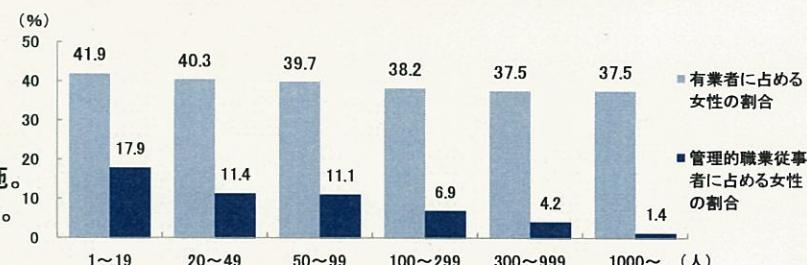
女性の活躍は成長戦略の中核

子育て期の女性の就業率が低いだけでなく、女性の管理職割合が低いといったことが課題。

地域経済の活性化にとっても女性の活躍が鍵

企業のうち99%以上が中小企業・小規模事業者。これらの企業は地域に根付いた経済活動を実施。地域経済を支える中小企業・小規模事業者では、女性の従業者が多く、女性の管理職割合も高い。

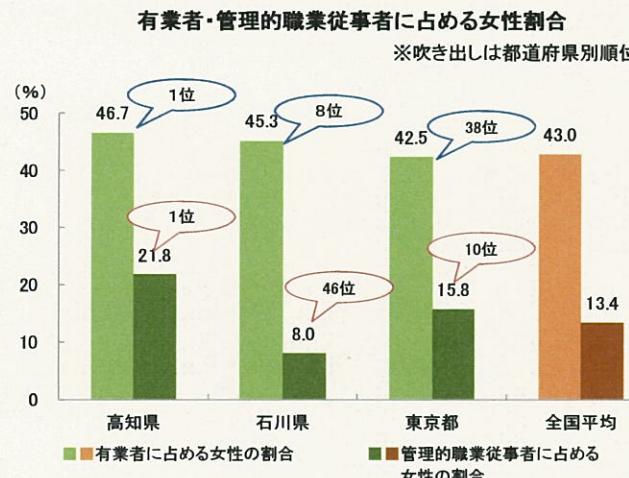
従業者規模別有業者・管理的職業従事者に占める女性割合



現状

地域によって異なる女性の活躍状況

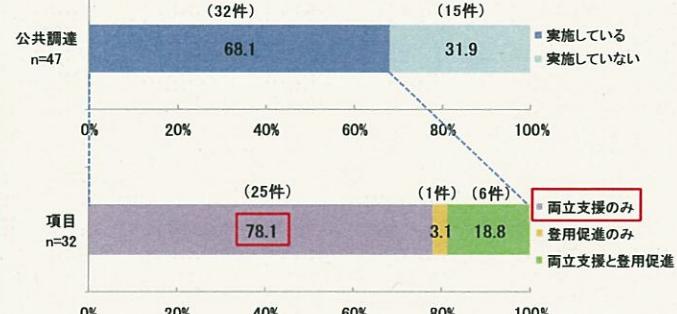
有業者の女性割合、管理的職業従事者の女性割合を見ても、都道府県ごとによって異なる。



積極的でなかった女性の登用促進への取組

公共調達等により企業へのインセンティブ付与を行っている都道府県は多いが、両立支援の観点からが多く、役員や管理職への女性の登用促進の取組を評価しているところは少ない。

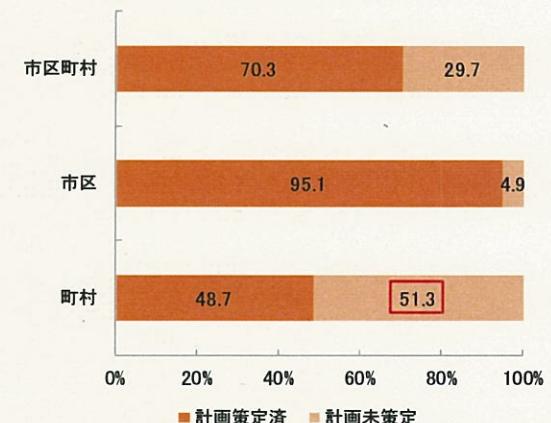
公共調達における男女共同参画等の項目の設定状況(都道府県)



取組が遅れている町村部

町村の約半数が男女共同参画計画を策定しておらず、市区に比べて取組が遅れている。

男女共同参画計画の策定状況(市区町村)



今後の方向性

3つの柱

- 1 地域の実情に応じた地域に根差した取組の展開
- 2 両立支援に加え登用促進により女性の活躍を実現
- 3 多様な主体による女性活躍のための支援ネットワークの構築

女性の活躍による
地域経済の活性化へ

各主体が果たすべき役割

《各主体は、次の3つの柱(視点)を理解の上、連携しつつ主体的に行動することが求められる。》

1 地域の実情に応じた地域に根差した取組の展開

女性の活躍状況は地域によって異なっており、市区町村によっても異なると考えられることから、都道府県はもとより、より住民・現場に近い市区町村レベルでの取組が不可欠。すべての都道府県・市区町村において、住民一人一人が女性の活躍を応援する気運を醸成し、地域の実情に応じた取組を推進。

2 両立支援に加え登用促進により女性の活躍を実現

経済分野における女性の活躍を明確なターゲットとして捉えて、仕事と子育て等の両立支援だけでなく、直接的に女性の役員・管理職への登用、女性の起業・創業の拡大等を促進する取組を積極的に実施。女性の活躍の実現に向け、地域社会全体が行動。

3 多様な主体による女性活躍のための支援ネットワークの構築

それぞれの主体がその得意とする役割を自主的に果たしつつ、緊密な連携・協働の下、全体として隙間のない横断的・総合的な支援体制を構築。

国

- 全国的なムーブメントづくり
- 先進的な取組事例の横展開や取組状況等の「見える化」
- 経済産業局、労働局等の国の方機関との情報・認識の共有
- 手引き作成、ノウハウの共有 等

都道府県

- 女性の登用促進を対象とした企業へのインセンティブ付与
- 多様な主体による女性活躍のための支援ネットワークの推進役
- 市区町村の取組の支援 等

市区町村

- 都道府県の協力を得ながら、女性の登用促進に向けた取組の実施
- すべての市区町村において、男女共同参画計画の策定等による関係者の合意形成・気運醸成 等

<ネットワーク構築のイメージ図>

女性

企業

支援・情報提供等

多様な主体による女性活躍支援ネットワーク

男女共同参画センター

- 女性の活躍推進の人材発掘・育成の拠点として、キーパーソンの育成、女性リーダーの育成等
- 育成した人材のネットワーク化 等

地域経済団体・農林水産団体

- 各企業が役員や管理職に占める女性の割合等の目標を設定するよう働きかけ
- 女性グループ等による6次産業化の支援 等

地域金融機関・NPO等

- 資金提供や低利融資等の女性による起業・創業の支援
- 地域資源と市場ニーズ等とのマッチングの支援 等

地域の実情に応じた多様な主体の参画

※各主体において役員・管理職に占める女性割合を高めるなどの率先垂範(特に、国、都道府県、市区町村)

地域版「輝く女性応援会議」の開催

総理主導で女性が輝く社会をめざして全国的なムーブメントを創出し、社会全体で女性の活躍を応援する気運を醸成するため、平成26年3月28日に首相官邸において行われた「輝く女性応援会議」のキックオフイベントを踏まえ、各地域において、**地域版「輝く女性応援会議」を開催。**



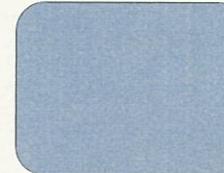
輝く女性
応援会議



9月8日 in佐賀



9月3日 in石川



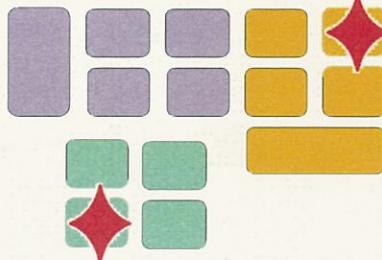
3月28日 in官邸
【キックオフイベント】



7月30日 in山形



7月24日 in高知



9月15日 in京都



8月19日 in三重

▶ 成果を政府広報(新聞記事)、
公式Facebook、ブログ等で発信

地域女性活躍加速化交付金 (平成25年度補正 1.25億円)

- 目的** 地域経済の活性化を図るため、企業等における女性の登用や女性の創業等に向けた地域ぐるみの取組を支援することにより、地域における関係団体・企業等の連携を促進し、女性の活躍を加速する。
- 対象** 地域における関係団体・企業等が連携した上で行う、地域の実情に沿った女性の活躍の加速化に向けた行動計画の策定、女性の活躍の加速化に資する取組の実施等

事業スキーム

○地域の女性が活躍するための組織の連携体制の構築



○行動計画の策定、女性の活躍の加速化に資する取組の実施

- ・女性登用の目標を掲げて取り組む企業の募集・公表・顕彰などの仕組みの構築
- ・賛同企業に対する支援（経営者や管理職を対象としたセミナーの開催や女性キャリアアップ研修等）
- ・女性による創業への総合的な支援の実施（多様な主体が一堂に会した女性創業相談会の開催等）等

【交付対象団体】

地域女性活躍推進組織、
経済団体、地方公共団体等

【交付金額】

1事業実施主体当たり
500万円を上限

↓ 報告

内閣府

↓ 情報提供

他の地域の

- ・地域経済団体
- ・地方公共団体 等

地域の実情に応じた連携体制の構築・効果的な事業の全国展開

事業例

※実施予定内容を含む

【実施主体】岩手県

女性の活躍促進により復興を加速化し、本格復興期での地域経済の活性化を図る

県と経済団体等16団体が女性の活躍促進連携会議を立ち上げ、女性の登用状況等を把握する事業所調査を行うほか、女性を対象とした管理職と学生の意見交換会、経営者を対象としたセミナー等を実施。

【実施主体】長野県男女共同参画推進県民会議※

潜在的な起業、創業を希望する女性の掘り起しや意識の啓発を実施

県民会議、県、地方銀行等が連携し、女性起業・創業サミットを開催。県内外の女性起業家による講演やパネルディスカッションに加え、創業間もない女性によるビジネスプレゼンテーション等を実施。

※女性関係団体、経済団体、労働団体及び行政機関の41団体で構成

今後の方針について

政策目標

我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにし、人材の確保にとどまらず、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ社会全体に活力を与える。

指標(KPI)

- 2020年に女性の就業率(25歳から44歳)を73%(2012年:68%)
- 2020年に指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度(2012年:6.9%)

「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－(平成26年6月24日閣議決定) 新たに講すべき具体的施策

女性の活躍推進

育児・家事支援環境の拡充

- ①「放課後子ども総合プラン」→「小1の壁」を打破
- ② 保育士確保対策の着実な実施
- ③ 子育て支援員(仮称)の創設
- ④ 安価で安心な家事支援サービスの実現
- ⑤ 国家戦略特区における家事支援人材の受入れ

企業等における女性の登用を促進するための環境整備

- ⑥ 女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築
- ⑦ 企業における女性登用の「見える化」及び両立支援のための働き方見直しの促進
- ⑧ 国家公務員における女性職員採用・登用の拡大
- ⑨ 「女性のチャレンジ応援プラン」等の実施
- ⑩ キャリア教育の推進、女性研究者・女性技術者等の支援等

働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し

- ⑪働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し

女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案

豊かで活力ある社会の実現を図るために、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本原則、基本方針、事業主の行動計画の策定等について定める。

地方公共団体に係る主な規定

- 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定・実施する**責務**を有すること
- 地方公共団体は、国の基本方針を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての**計画**を定めるよう努めること
- 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの**相談**に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言等を講ずるよう努めること
- 地方公共団体の区域において、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするために、**協議会**を組織することができること

※法律の期限(平成38年3月31日まで)

【参考】「日本再興戦略」改訂2014(抄)

「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」の実現に向けて、女性の活躍推進の取組を一過性のものに終わらせず、着実に前進させるための新たな総合的枠組みを検討する。

具体的には、国・地方公共団体、民間事業者における女性の登用の現状把握、目標設定、目標達成に向けた自主行動計画の策定及びこれらの情報開示を含め、各主体がとるべき対応等について、検討する。さらに、各主体の取組を促進するため、認定などの仕組みやインセンティブの付与など実効性を確保するための措置を検討する。これらについて今年度中に結論を得て、国会への法案提出を目指す。